

10 カツオ漁業対策調査（水産庁委託）

川崎 一 男

1. 目 的

高度回遊性魚種であるカツオについては、国連海洋法会議のすう勢、我が国の漁業水域に関する暫定措置法等で、国際管理により資源の維持を図っていくこととなっている。

この調査は、我が国が漁獲対象としているカツオ資源について生物調査及び生態調査を実施しカツオ資源の合理的管理方策に資する基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査内容

(1) 標識放流調査

我が国近海に回遊するカツオ資源の系統群を明らかにするため、カツオの標識放流を実施する。

(2) 生物調査

カツオの魚体測定調査及び生殖腺、胃内容物調査を実施する。

3. 調査結果

今年度は4月に200尾、 年3月に3尾の標識放流を実施した。再捕尾数は4尾で再捕率は1.9%であった。

標識放流結果及び魚体測定、生殖腺、胃内容物調査等についての詳細はカツオ漁場調査の項にけいさいした。